

京情審答申第70号  
平成21年11月25日

京都府教育委員会  
教育長 田原 博明 様

京都府情報公開審査会  
会長 山本 克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年12月5日付け0教学第1087号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った部分公開決定については、非公開とした部分のうち、以下に係る部分を公開すべきである。

### (1) 教育委員会別における以下の調査結果

市町村教育委員会別における調査結果については、

- ・教科に関する調査結果（当該教育委員会が設置した調査対象の小学校又は中学校が1校の場合、1校以外の学校が自らの調査結果を公開している場合及び学校間において調査対象人数に著しく偏りがある場合におけるものを除く。）
- ・児童生徒質問紙に関する調査結果（当該教育委員会が設置した調査対象の小学校又は中学校が1校の場合、1校以外の学校が自らの調査結果を公開している場合及び学校間において調査対象人数に著しく偏りがある場合におけるものを除く。）
- ・学校質問紙に関する調査結果（当該教育委員会が設置した調査対象の小学校又は中学校が1校の場合における質問番号14番から16番までに係るもの及び当該教育委員会が設置した調査対象の小学校又は中学校が調査対象人数5名以下の学校1校のみの場合における質問番号11番から13番までに係るものを除く。）

また、府立学校を設置する京都府教育委員会における調査結果については、

- ・中学校調査における教科及び生徒質問紙に関する調査結果
- ・学校質問紙に関する調査結果（小学校調査における質問番号11番から16番までに係るものを除く。）

### (2) 学校別における以下の調査結果

- ・学校質問紙に関する調査結果（質問番号14番から16番までに係るもの及び調査対象人数5名以下の学校における質問番号11番から13番までに係るものを除く。）

実施機関のその余の判断は妥当である。

なお、公開すべき部分の詳細は、別表のとおりである。

## 第2 異議申立てに至る経過

1 平成20年9月3日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成20年度全国学力・学習状況調査結果に関する文部科学省からの提供情報」を内容とする公文書の公開を請求した。

2 平成20年9月17日、実施機関は、上記請求に対応する公文書として「平成20年度全国学力・学習状況調査の結果について」を特定するとともに、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上、平成20年11月4日、条例第10条第1項の規定により別紙1及び別

紙2の部分为非公開とする公文書部分公開決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書部分決定通知書を送付した。

- 3 平成20年11月14日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記のうち、別紙1に係る処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成20年12月5日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

### 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

#### 1 文部科学省の通知及び本件処分の理由について

平成20年8月22日付け20文科初第654号「平成20年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて（通知）」は、法的拘束性を伴わない通知であるにもかかわらず、情報公開条例の非公開処分を指示することは、分権社会における地域の自主性、教育委員会の組織運営管理を文部科学省の統制下に置き、個々の情報公開の判断まで指示ないし介入することは不当であるといわなければならない。

本件処分は、文部科学省の取扱い通知の範囲を超え、府民への説明責任の放棄である。

全国的に行政庁側が非公開の理由としている「公開することにより過度の競争、序列化を招く」という点について、実施機関は、「学力向上に向けた対策立案が極めて困難となる」旨を主張している。この主張に対しては、全国学力・学習状況調査は、既に平成19年度に実施されていることから、学力向上に向けた対策立案が、平成19年度の段階においてできていなかったのであろうかと思うところである。

また、本件処分の理由は、文部科学省の実施要領に基づいて全国的に同じ説明がされているものだが、根拠や理由がない。文部科学省の立場からは、実施要領として行政指導に似た手法で各教育委員会等に指導をしているわけであるが、少なくとも実施機関の部分公開決定処分の理由としては、極めて抽象的、概念的であり、非公開とした情報について、公開すると支障が生じることの蓋然性や合理性がない。行

政処分を行うためには少なくともそれらを満たす理由が必要である。

本件処分は、文部科学省の通知に従い、更に一方では、情報公開条例の非公開条項の該当性を拡大適用する等、情報公開条例の目的、主旨を否定するものにほかならない。

## 2 調査結果の扱いの推移について

学力・学習状況調査の調査結果についての推移を見ると、調査結果の一部は文部科学省により発表された。しかし、都道府県の教育委員会に対しては市町村別を公表しないよう、市町村の教育委員会に対しては学校別の調査結果を公表しないよう通知を発している。

一方では、この情報を公開すべきものとした鳥取県情報公開審議会の平成20年7月8日付け答申があり、更に、大阪府下においては知事の指示で公表されている。また、京都府下においても向日市教育委員会は請求に応じて公開している。秋田県においては、知事による裁量開示が行われており、また、情報公開審査会による判断が行われている都道府県もある。このように知事による裁量開示ができるものについて、京都府では、情報公開条例の中で与えられている裁量の範囲が非常に狭められて運用されている。実質的にはどの自治体でも担当職員や担当課が公開、非公開の判断を行っているわけであるが、本件についてはまさに全国一律の取扱いであり、後退している感じがする。

新聞等にも掲載されていたが、文部科学省の調査によると全国の教育委員会のうち、その4割が既に公開しており、また一方では情報公開審査会等において公開という判断がなされている事案に対して、京都府の公開の範囲がこれでよいのかという思いがある。

地域としての全体的な状況を知る必要性があるというのが私の思いであり、学校名の非公開について異議申立てをしているわけではない。今の教育で一番問題になっているのは、教育は学校だけではなく、家庭や地域でという部分であり、少なくとも客観的な事実として数値で情報を共有する必要性があると考えている。また、本質的には義務教育という部分において、やはり義務教育が国の人づくりであり国づくりでもあることから、それらについて例えば文部科学省や、京都府で言えば教育委員会の特定の者だけが独占してもよいものなのかという思いもある。

学力・学習状況調査の調査結果の公開は、国民の知る権利であり、公益性の面からも強く望まれるものである。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書（「理由説明書（追加）」を含む。）及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

## 1 条例第6条第5号該当性について

### (1) 市町村との信頼関係について

全国学力・学習状況調査（以下「本件調査」という。）は、文部科学省からの平成19年11月14日付け「平成20年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）」に示された全国学力・学習状況調査実施要領（以下「実施要領」という。）により、都道府県教育委員会が市町村教育委員会別及び学校別調査結果の公表を行わないということを前提に実施されたものである。

実施機関が実施要領に反して市町村教育委員会別及び学校別の調査結果を公開すれば、市町村との信頼関係が損なわれ、次年度以降の協力が得られなくなり、調査に参加しない市町村が現れるおそれがある。

### (2) 序列化により過度な競争が生じるおそれについて

文部科学省が公表した本件調査の都道府県別の調査結果については、既に一部の報道機関が都道府県を序列化して報道している。このことから考えても、市町村教育委員会別及び府立学校を設置する立場としての京都府教育委員会（以下「京都府教育委員会」という。）並びに学校別の調査結果を公開した場合、同じように市町村や学校の序列化が生じることが容易に推測できる。

その結果、学校での授業がテスト対策に偏重したり、教員自身が授業においてテスト対策を行ったりするなど過度な競争が生じることやさらには、調査に参加しない市町村や学校が出てくるなど、今後継続が予定されている全国調査で正確な調査結果が得られなくなり、今後の学力向上に向けた対策立案が極めて困難となる。

市町村教育委員会及び京都府教育委員会（以下「市町村等教育委員会」という。）別の調査結果であっても公開により序列が明確になった場合、平均正答率の低い市町村では、学校別の調査結果が公開されたときと同様に、以下のような事態が生じる可能性がある。

広島県三次市が平成17年度に実施した学力テストにおいて、ある中学校の教務主任が途中退席した生徒の答案用紙の未解答部分に答えを書き込んで改ざんしたこと、ある小学校の校長が受検した児童の約半数の答案用紙につき誤答を正答に書き換えたことなど一連の不祥事が発覚している。

また、東京都足立区教育委員会では、学力テストの調査結果について学校別の調査結果を公表していたが、同区教育委員会が実施した平成18年度の学力テストにおいて、障害のある児童3名を採点から外した小学校や試験中に校長と教員が児童の答案を指さして誤答に気付かせたり、前年の問題を不正にコピーし、児童に繰り返し練習させたりし、そのため前年は区内小学校72校中44位であったが、

平成18年度は1位になった小学校があったことから大きく報道され、同区教育委員会は「序列に注目するような公表方法は改め、今後は順位を出さないようにしたい」との見解を示した。

このような圧力がかけられ、調査結果に反映することにより各市町村又は学校本来の学力実態が歪められ、調査の主眼である正確な学力状況の把握ができないこととなってしまう。

これは、条例第6条第5号に規定する「府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

また、市町村等教育委員会の調査結果が公開されることで、順位だけが興味本位で取り扱われることが大いに考えられ、また、順位の低い市町村については、地域の実情（家庭の財政事情等）についても興味本位で取り扱われる可能性がある。

もっとも、実施機関としても、平成21年度の全国学力・学習状況調査の調査結果については、地域の状況に応じた学力向上の取組を支援していく方策を検討するとともに、情報を児童生徒や保護者等と共有するため、従来からの府全体における調査結果の公表に加え、新たに各教育局別の状況を公表したところであり、できる限り積極的に情報提供に取り組んでいるところである。

### (3) 小規模教育委員会の調査結果について

市町村等教育委員会における市町村立学校又は府立学校が1校である場合はもちろん、2校以上であっても児童生徒数に大きな差がある場合、市町村等教育委員会別の調査結果であっても人数が多い学校の調査結果を大きく反映することになるため、当該学校の調査結果が推定され、学校別の調査結果を公開するに等しい。

また、京都府教育委員会の場合は、附属中学校と特別支援学校が対象であるが、それぞれ入学制度や教育課程も異なることから、市町村教育委員会と同列に扱えるものではない。

### (4) 学校別の調査結果について

本件処分において非公開とした市町村等教育委員会別及び学校別の調査結果のうち、特に学校別の調査結果を公開することについては、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす以下のおそれが考えられる。

#### ア 児童生徒及び保護者と学校の信頼関係について

調査の実施に当たっては、文部科学省から、本件調査を行う目

的や内容について、児童生徒や保護者に対して事前に十分周知するよう依頼されている。実施機関は市町村教育委員会や学校に対して、実施要領に基づき適正な調査結果の取扱いについて依頼しているところである。

このような状況の中、各学校においては、児童生徒や保護者に対して、実施要領に基づき、調査結果の取扱いについて、「都道府県教育委員会は域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わない」と説明しており、公表しないと説明して実施した調査の結果を実施機関が公開することは、児童生徒や保護者と学校との間の信頼関係を損ない、児童生徒への指導等において支障をきたすこととなる。

#### イ 学校質問紙に関する調査結果について

学校別の学校質問紙に関する調査結果の公開が前提となった場合、校長は、学校質問紙のうち児童生徒の状況や学校の取組などに関する質問については保護者や地域の方々から高く評価されたいという思いから、また、児童生徒の評価に関する質問については児童生徒の意欲を高めたい、よいところを伸ばしたいとの思いから、それぞれ実際よりも高く評価することが予想され、実態に即した調査結果が得られなくなり、児童生徒に対する適切な指導や授業改善の取組などに調査結果が生かせないこととなる。

#### ウ 教科に関する調査結果について

学校別の教科に関する調査結果が公開された場合、児童生徒が、教科に関する調査結果の数値だけをとらえて学校を比較し、自校と他校の優劣をつけてしまうことは、学習塾等、複数の学校の児童生徒が交流する場において、いじめやからかいの原因となることが予想され、教育上好ましくない状況が生まれる。学習塾等での事象については、学校の指導が行き届きにくく、ネットいじめ等による陰湿化も懸念される。また、小規模校であれば、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している場合であって教科に関する調査結果の数値が低かった場合、当該児童生徒がいじめやからかいの対象となることも予想される。このように、学校別の調査結果の公開がいじめやからかいの原因となった場合には、児童生徒への指導はもとより、全国学力・学習状況調査の実施に当たって保護者の理解を得ることが難しくなる。

#### (5) 学校質問紙に関する調査結果のうち、質問番号11番から13番について

学校質問紙のうち児童生徒の状況に関する質問については、市町

村等教育委員会別の調査結果であっても、公開することにより、過去からの各学校の状況等から又はすべての学校が同じ回答であった場合において、学校の回答内容が特定し得ることとなる。その結果、児童生徒等に当該校の校長の評価を知らせることとなり、適切な指導等に影響を与えることとなる。

また、少人数の学校については、市町村等教育委員会別の調査結果であっても調査対象人数が2、3名であった場合、容易に対象児童生徒個人が特定し得るため、調査結果を公開することにより児童生徒や保護者と学校との間の信頼関係を損ない、児童生徒への指導等において支障をきたすこととなる。

## 2 文部科学省からの通知及び他自治体の状況について

市町村教育委員会や学校へは、文部科学省からそれぞれの調査結果が返送されているほか、実施要領においては、市町村教育委員会別や学校別の調査結果の公表はそれぞれの判断に委ねることとされている。

よって、実施機関が一律に公開すべきものではなく、各市町村教育委員会や学校が、地域の実態を十分把握した上で公開すべきものである。

なお、京都府内については、平成20年10月に向日市教育委員会が公開請求に応じて平均正答率を公開したところである。学力向上など学校教育に対して最も関心を有しているのは保護者であり、本件調査の情報が市町村教育委員会や学校だけのものになってはならないと考えるが、単に平均正答率を公開するというのではなく、本件調査の調査結果を十分に分析し、学力を伸ばし、学びの場をどう整えるかといった対策を含めて、保護者と情報を共有していくことが最も重要である。そして、その任に当たるのは、学校や市町村教育委員会であり、それを広域的な立場から支援することが実施機関の基本的な役割である。

本件処分時点において、調査結果を公開しているのは向日市教育委員会のみであるが、今後更に市町村教育委員会が公開した場合は、市町村の序列化を生み出すおそれがあり、実施機関も追認して公開してしまうと、より一層の序列化を容認してしまうこととなる。

## 3 条例第6条第1号該当性について

本件調査における児童生徒10名程度の学校又は学級の調査結果を公開した場合、個々の児童生徒の得点等が容易に推測される可能性があるため、条例第6条第1号に規定する「個人に関する情報であって、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」に該当する。



## 第6 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

したがって、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈しなければならない。

また、このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。本件に即して言えば、本件対象文書に含まれる情報により、京都府内における市町村又は学校の順位を付けることが可能であることから、公開を原則とすべき条例の趣旨と公開することによる影響について慎重に比較衡量する必要がある。

なお、実施機関は、実施機関が調査結果を一律に公開すべきものではなく、各市町村教育委員会や学校が地域の実態を十分把握した上で自ら公開すべきものである旨主張するが、実施機関が保有する公文書に記録された情報は、実施機関自らが条例により同条各号に定める情報に該当するか否かの判断を行うべきものであるから、当該主張は認められない。

### 2 具体的な判断及びその理由

#### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、文部科学省が平成20年度に小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒を対象に行った本件調査の調査結果とし

て実施機関に提供された文書である。

本件調査は、文部科学省が平成19年度から実施している調査であり、その目的は以下のとおりとされている。

ア 国が、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。

イ 各教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

ウ 各学校が、各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てる。

調査事項については、児童生徒に対する調査として、教科に関する調査並びに学習意欲、学習方法、学習環境及び生活の諸側面等に関する質問紙（児童生徒質問紙）調査が実施され、また、学校に対する調査として、学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙（学校質問紙）調査が実施されている。なお、実施機関によると、学校質問紙調査に対しては、通常校長が回答しているとのことであった。

また、本件調査は、文部科学省が学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会等の協力を得て実施するものであり、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力するとともに、自らが設置管理する調査に関係する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査にあたることとされている。

実施機関が非公開としたのは、京都府内の市町村等教育委員会別、学校別並びに府立学校の各クラス別及び各児童生徒における、教科に関する調査結果、児童生徒質問紙に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果である。そのうち異議申立てがあったのは、市町村等教育委員会及び学校別の調査結果の部分である。なお、本件対象文書に含まれている情報のうち、全国及び都道府県別の調査結果については文部科学省が公表しているほか、実施機関においても既に公開されている。

実施機関は、市町村等教育委員会及び学校別の調査結果が条例第6条第5号に該当するとした上で、さらに京都府教育委員会及び府立学校別の調査結果のうち少人数に係るものについては同条第1号に該当すると説明する。

したがって、実施機関の主張につき、まず市町村等教育委員会及び学校別の調査結果が条例第6条第5号に該当するか否かを検討、判断し、なお必要があればその余について検討、判断する。

(2) 条例第6条第5号について

条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(3) 条例第6条第5号該当性について

ア 学校別の調査結果について

異議申立人は、学校名の非公開について異議申立てをしているわけではない旨主張しており、当該主張は、学校名を非公開とした上で数値部分を公開することにより、どの学校に係る調査結果を示した数値であるかについては分からない形での公開を求めているものと解される。しかし、実施機関は、学校名を公開し数値部分を非公開とした形で既に本件処分を行っているため、異議申立人の求める形での公開に応じると、結果として学校別の調査結果を公開することとなる。そのため、当該調査結果が条例第6条各号の定める非公開情報に該当する場合は、異議申立人の求めに応じることができない。また、審査会は、実施機関が非公開とした部分における判断の妥当性について審議を行う機関である。

よって、学校別の調査結果の同条各号該当性につき、以下検討する。

(ア) 調査結果（全体）について

実施機関は、学校別の調査結果を公開することにより学校の序列化が生じ、その結果、学校での授業がテスト対策に偏重したり、教員自身が授業においてテスト対策を行ったりするなど過度な競争が生じることにより、正確な調査結果が得られなくなる旨主張する。

しかし、当該主張は、実施機関が挙げた具体的事例のように教員が不正に公務を行うおそれがあるとの主張であり、教員は公務員として公正に公務を遂行すべき義務を負う立場であることから、当該おそれをもって事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。また、テスト対策を行う等のおそれは、本件調査の実施自体に内在するものであって、調査結果の公開により引き起こされるものであるとは通常考えられない。

また、実施機関は、実施要領に反して都道府県教育委員会が市町村教育委員会又は学校別の調査結果を公開した場合、実施

機関と市町村教育委員会の信頼関係が損なわれ、次年度以降の調査に対する協力が得られなくなる旨主張する。

この点につき、当該実施要領は法的拘束力があるものではなく、また、条例第6条第5号に定める情報に該当するためには、他地方公共団体との信頼関係が損なわれることのみを理由とするのではなく、具体的な事務事業の遂行に支障が生じるおそれが認められることが必要である。しかし、各市町村において全国学力・学習状況調査に参加しないこととする際には住民に対して相当の説明をしなければならないこと、実際に、秋田県においては、平成19年度及び平成20年度における市町村教育委員会別の結果を公開したにもかかわらず平成21年度の調査にもすべての市町村が参加したことなどを鑑みれば、市町村が本件調査に協力しなくなるおそれが高いとは認められない。

さらに、実施機関は、各学校においては、児童生徒や保護者に対して、都道府県教育委員会は市町村教育委員会別、学校別の調査結果を公表しない旨説明しており、当該説明に反して調査結果を公開することは、児童生徒や保護者と学校との間の信頼関係を損ない、児童生徒への指導等において支障をきたすこととなる旨主張する。

条例では、非公開とする約束をして個人又は法人等から提供された情報については、情報提供者の信頼と期待を保護するため条例第6条第8号の規定により非公開情報と定められている。しかし、それ以外の情報について、非公開とする説明を行ったことのみにより公開できなくなるとすると、情報収集者の説明により公開を請求する権利が不当に侵害されるおそれがあり、府が保有する情報は公開を原則とするべき条例の趣旨が達成できなくなることから、そのことをもって非公開の理由とすることはできない。

したがって、調査において正確な調査結果を得ること若しくは児童生徒への指導等に支障がある又は次年度以降の調査に対する市町村教育委員会の協力が得られなくなるとの実施機関の主張は認められない。

#### (イ) 教科に関する調査結果について

実施機関は、特に学校別の教科に関する調査結果を公開した場合、異なる学校又は同じ学校の児童生徒間において、自校と他校の優劣をつけてしまうことで、いじめやからかいの原因となることが予想され、教育上好ましくない状況が生じることにより、児童生徒への指導はもとより、調査の実施に当たって保護者の理解を得ることが難しくなる旨主張する。

この点につき、実施機関の主張は必ずしもすべてにおいて首肯できるものではないが、次のような観点から考えると、実施機関の主張は首肯できる。

本件調査は、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることや、各学校が各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てるといった目的のために実施されているものである。一方、文部科学省の「平成20年度全国学力・学習状況調査追加分析について」において、家庭での生活・学習習慣や学習意欲が学力に大きく関係している旨の分析がされているように、学力と児童生徒及び保護者の生活習慣にある程度の相関関係が認められている状況を踏まえた上で、調査対象者が小学生及び中学生であり、大部分の児童生徒が在住する地域によって指定された学校に通学していることを考慮すれば、学校別の教科に関する調査結果を公開することで、学力が当該地域の経済的・社会的・文化的条件にかかわるものと捉えられることにより、平均正答率等の低い地域に対する偏見・差別を助長するおそれがある。そのため、当該おそれが本件調査の目的達成の阻害要因となることにより、本件調査を踏まえた今後の教育指導や学習状況の改善施策その他当該地域に係る行政事務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められる。

もっとも、当該おそれは、通学区域が特定の地域にほぼ限定されている市町村立学校につき該当するものであり、通学区域が広域的に複数の市町村に及ぶ府立学校における調査結果については、当該調査結果は特定の地域に係わるものではないことから、公開しても当該支障があるものとは認められない。

したがって、実施機関が非公開とした学校別の教科に関する調査結果のうち、市町村立学校別の調査結果については、条例第6条第5号に該当すると認められるものの、府立学校別の調査結果については、同条同号に該当しない。

#### (ウ) 児童生徒質問紙に関する調査結果について

本件対象文書中には、府立学校別の児童生徒質問紙に関する調査結果は含まれているものの、市町村立学校別の調査結果については含まれていない。児童生徒質問紙は、児童生徒の学習意欲、学習方法、学習環境及び生活の諸側面といった生活習慣等について調査したものであり、当該質問紙に対する学校別の調査結果を公開することにより教科に関する調査結果を公開する場合と同様の支障が考え得るものの、当該支障は、

通学区域がほぼ特定の地域に限定されている市町村立学校につき該当するものであり、通学区域が広域的に複数の市町村に及ぶ府立学校における調査結果については、当該調査結果は特定の地域に係わるものではないことから、公開しても当該支障があるとは認められない。

したがって、実施機関が非公開とした府立学校別の児童生徒質問紙に関する調査結果については、条例第6条第5号に該当しない。

(エ) 学校質問紙に関する調査結果について

実施機関は、学校別の学校質問紙に関する調査結果の公開が前提となった場合、校長は、学校質問紙のうち児童生徒の状況や学校の取組などに関する質問及び児童生徒の評価に関する質問について実際よりも高く評価することが予想され、実態に即した調査結果が得られなくなる旨主張する。

しかし、既に(ア)で述べたとおり、校長が公正に公務を遂行しないとおそれをもって、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。また、実施機関が、実際より高く評価することが予想されるおそれがある質問として挙げた質問項目はすべて、校長が学校について自己評価を行う質問であり、実際より高く評価するおそれは、本件調査の実施自体に内在するものであって、調査結果の公開により引き起こされるものであるとは通常考えられない。ただし、調査対象人数が5名以下の学校における質問番号11番から13番までに係る学校別回答については、公開することにより特定の児童生徒個人に対する校長の評価が明らかにされることになることから、当該児童生徒に対する今後の教育指導の遂行に著しい支障を生じさせるおそれがあると認められる。

また、実施機関は、学校別回答の付記欄についても、各質問に対する回答と同様に非公開としているが、当該部分は、教科に関する調査及び児童生徒質問紙調査につき、一斉に調査を行った平成20年4月22日ではなく修学旅行等のため4月23日以降に実施した学校を表す欄であり、これは、文部科学省の実施要領においても認められている実施方法であることから、公開しても実施機関の主張するような事務事業の適正な遂行に支障が生じるとは認められない。

したがって、調査対象人数が5名以下の学校における質問番号11番から13番までに係るものを除いて、学校質問紙に関する調査結果を公開することにより、当該事務事業の適正な遂行に著しい支障を生じさせるおそれは認められず、当該調査結果は条例第6条第5号に該当しない。

## イ 市町村等教育委員会別の調査結果について

実施機関は、市町村等教育委員会別の調査結果を公開することにより、学校別の調査結果を公開する場合と同様に、ア(7)で述べたとおりの事務事業の適正な遂行に支障がある旨主張する。

しかし、市町村等教育委員会別の調査結果を公開することにより直接各学校において授業がテスト対策に偏重するといった蓋然性が高いとは認められず、また、既に述べたとおり、当該おそれをもって事務事業の適正な遂行に支障があると認めることはできない。

もっとも、市町村等教育委員会の設置した調査対象の小学校又は中学校が1校の場合における調査結果については、市町村等教育委員会別の調査結果であっても学校別の調査結果と等しいため、学校別の調査結果を公開することと同様のおそれがある。また、市町村教育委員会の設置した調査対象の小学校又は中学校が2校以上ある市町村教育委員会においても、そのうち1校以外の学校が自らの調査結果を公開している場合や、当該学校間で在籍する児童生徒数が大きく異なるときや感染症の流行等により1校以外の学校で調査を受検した児童生徒数が少なくなったときのように、調査対象人数に著しく偏りがあり事実上児童生徒数が多い方の学校における調査結果を大きく反映したものとなる場合は、当該市町村教育委員会が設置した調査対象の小学校又は中学校が1校の場合に準じて考えるべきである。

よって、市町村教育委員会の設置した調査対象の小学校又は中学校が1校の場合、1校以外の学校が自らの調査結果を公開している場合及び学校間において調査対象人数に著しく偏りがある場合における市町村教育委員会別の教科及び児童生徒質問紙に関する調査結果並びに市町村等教育委員会が設置した調査対象の小学校又は中学校が調査対象人数5名以下の学校1校のみの場合における市町村等教育委員会別の学校質問紙に関する調査結果のうち質問番号11番から13番までに係るものについては、学校別の調査結果と同様に、条例第6条第5号に該当すると認められる。

### (4) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(5) 条例第6条第1号該当性について

京都府教育委員会における小学校調査及び府立学校別の教科及び児童生徒質問紙に関する調査結果においては、調査対象人数が1名又は5名の場合の調査結果が含まれており、その次に調査対象人数が少ないのは、37名の場合であった。また、京都府教育委員会における中学校調査に係る調査結果は、調査対象人数が1名又は5名の学校とそれ以外の学校の集計結果である。したがって、府立学校における教科及び生徒質問紙に関する調査結果と京都府教育委員会における調査結果を突き合わせることにより、7名（調査対象人数が1名又は5名の学校における調査対象人数を合計した数）の者に係る調査結果が判明することとなる。

この点につき、調査対象人数が10名未満の場合は、当該者に係る調査結果を公開することにより、児童生徒と同じ学校の他の児童生徒等が保有している情報と照合することで、調査対象となった児童生徒個人に係る教科に関する調査結果又は児童生徒質問紙に対する回答が明らかになる可能性があることから、これは個人が特定され得る情報であって、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものである。

よって、京都府教育委員会における小学校調査及び府立学校別の教科及び児童生徒質問紙に関する調査結果については、既に(3)ーイで述べたとおり条例第6条第5号には該当しないものの、同条第1号に該当する。

また、学校別の学校質問紙に関する調査結果のうち、質問番号14番から16番までの質問に対する回答は、その内容が当該学校における特定の要件を満たす児童生徒の割合であって、当該要件に該当することは通常他人に知られたいと認められるものであり、かつ、当該学校の通学区域の住民であれば特定の児童生徒を特定し得る情報であることから、個人が特定され得る情報であって、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものである。

さらに、市町村等教育委員会の設置した小学校又は中学校が1校の場合における調査結果については、市町村等教育委員会別の調査結果が学校別の調査結果と等しいため、市町村等教育委員会別における学校質問紙の質問番号14番から16番までに係る調査結果についても、学校質問紙における質問番号14番から16番までに係る学校別の回答と同様に、同条同号に該当する。

なお、以下に係る部分は、条例第6条第5号に該当すると認められるため、第1号に該当するか否かについては審査会として判断を行わないものとする。

- ・市町村立学校別の教科に関する調査結果
- ・調査対象人数が5名以下の学校における学校別の学校質問紙に関



する調査結果のうち質問番号11番から13番までに係るもの

- ・市町村教育委員会が設置した調査対象の小学校又は中学校が1校の場合、1校以外の学校が自らの調査結果を公開している場合及び学校間において調査対象人数に著しく偏りがある場合における教育委員会別の教科及び児童生徒質問紙に関する調査結果
- ・市町村等教育委員会が設置した調査対象の小学校又は中学校が調査対象人数5名以下の学校1校のみの場合における教育委員会別の学校質問紙に関する調査結果のうち質問番号11番から13番までに係るもの

### 3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、実施機関は、平成21年度全国学力・学習状況調査の調査結果については、できる限り積極的に情報提供に取り組み、各教育局別の状況を公表したとのことであり、そのことは一定評価をするものであるが、情報公開に対するより一層の積極的な姿勢を求めるものである。

別表

1 CD-ROM「平成20年度全国学力・学習状況調査【小学校】調査結果 京都府」に含まれるもの

文書名	公開すべき部分
調査結果概況 府内各教育委員会(京都府教育委員会、井手町教育委員会、笠置町教育委員会、和束町教育委員会及び南山城村教育委員会を除く。)	教育委員会における平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差、正答数分布グラフ及び正答数集計値
設問別調査結果 府内各教育委員会(京都府教育委員会、井手町教育委員会、笠置町教育委員会、和束町教育委員会及び南山城村教育委員会を除く。)	「集計結果」のうち教育委員会における平均正答率、「分類・区分別集計結果」のうち教育委員会における平均正答率並びに「設問別集計結果」のうち教育委員会における正答率及び無解答率
設問別(解答類型)調査結果 府内各教育委員会(京都府教育委員会、井手町教育委員会、笠置町教育委員会、和束町教育委員会及び南山城村教育委員会を除く。)	教育委員会における解答類型及び無解答の割合
回答結果集計 [児童質問紙] (表) 府内各教育委員会(京都府教育委員会、井手町教育委員会、笠置町教育委員会、和束町教育委員会及び南山城村教育委員会を除く。)	教育委員会における選択肢、その他及び無回答の児童数及び割合
回答結果集計 [児童質問紙] (グラフ) 府内各教育委員会(京都府教育委員会、井手町教育委員会、笠置町教育委員会、和束町教育委員会及び南山城村教育委員会を除く。)	教育委員会における回答率及びグラフ
回答結果集計 [学校質問紙] (表) 府内各教育委員会	教育委員会における選択肢及びその他・無回答の学校数及び割合(京都府教育委員会における質問番号(11)から(16)まで並びに笠置町教育委員会、和束町教育委員会及び南山城村教育委員会における質問番号(14)から(16)までに係るものを除く。)
回答結果集計 [学校質問紙] (グラフ) 府内各教育委員会	教育委員会における回答率及びグラフ(京都府教育委員会における質問番号(11)から(16)まで並びに笠置町教育委員会、和束町教育委員会及び南山城村教育委員会における質問番号(14)から(16)までに係るものを除く。)

文書名	公開すべき部分
クロス集計表 [児童質問紙一教科] 府内各教育委員会(京都府教育委員会、井手町教育委員会、笠置町教育委員会、和束町教育委員会及び南山城村教育委員会を除く。)	「四分位によるクロス」のうち教育委員会における児童数及び割合並びに「平均正答率」のうち教育委員会における児童数、割合及び平均正答率
回答状況 [学校質問紙] 府内各教育委員会	学校における付記欄及び回答結果 (質問番号(14)から(16)まで並びに京都府立聾学校、京都市立雲ヶ畑小学校、京都市立中川小学校、京都市立宕陰小学校、宇治市立笠取小学校、宇治市立笠取第二小学校、南丹市立神吉小学校、福知山市立公誠小学校、福知山市立川合小学校、京丹後市立野間小学校、京丹後市立竹野小学校、舞鶴市立神崎小学校、舞鶴市立岡田上小学校及び宮津市立日置小学校における質問番号(11)から(13)までに係るものを除く。)
実施概況 府内各教育委員会(京都府教育委員会、井手町教育委員会、笠置町教育委員会、和束町教育委員会及び南山城村教育委員会を除く。)	教育委員会における平均正答数及び平均正答率
実施概況 京都府	教育委員会における平均正答数及び平均正答率 (京都府教育委員会、井手町教育委員会、笠置町教育委員会、和束町教育委員会及び南山城村教育委員会を除く。)

2 CD-ROM「平成20年度全国学力・学習状況調査【小学校】調査結果 京都府教育委員会」に含まれるもの

文書名	公開すべき部分
回答結果集計 [学校質問紙] (表) 京都府教育委員会	教育委員会における選択肢及びその他・無回答の学校数及び割合 (質問番号(11)から(16)までに係るものを除く。)
回答結果集計 [学校質問紙] (グラフ) 京都府教育委員会	教育委員会における回答率及びグラフ (質問番号(11)から(16)までに係るものを除く。)

文書名	公開すべき部分
回答状況〔学校質問紙〕 京都府教育委員会	学校における付記欄及び回答結果（質問番号(11)から(16)までに係るものを除く。）

### 3 CD-ROM「平成20年度全国学力・学習状況調査【小学校】調査結果 京都府（指定都市を除く）」

文書名	公開すべき部分
調査結果概況 京都府（指定都市を除く）	京都府（公立）における平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差、正答数分布グラフ及び正答数集計値
設問別調査結果 京都府（指定都市を除く）	「集計結果」のうち京都府（公立）における平均正答率、「分類・区分別集計結果」のうち京都府（公立）における平均正答率並びに「設問別集計結果」のうち京都府（公立）における正答率及び無解答率
設問別（解答類型）調査結果 京都府（指定都市を除く）	都道府県（公立）における解答類型及び無解答の割合
回答結果集計〔児童質問紙〕（表） 京都府（指定都市を除く）	都道府県（公立）における選択肢、その他及び無回答の児童数及び割合
回答結果集計〔児童質問紙〕（グラフ） 京都府（指定都市を除く）	京都府（公立）における回答率及びグラフ
回答結果集計〔学校質問紙〕（表） 京都府（指定都市を除く）	都道府県（公立）における選択肢及びその他・無回答の学校数及び割合
回答結果集計〔学校質問紙〕（グラフ） 京都府（指定都市を除く）	京都府（公立）における回答率及びグラフ
クロス集計表〔児童質問紙一教科〕 京都府（指定都市を除く）	「四分位によるクロス」のうち京都府（公立）における児童数及び割合並びに「平均正答率」のうち京都府（公立）における児童数、割合及び平均正答率

文書名	公開すべき部分
バブルチャート 京都府（指定都市を除く）	京都府（公立）における相関係数及びバブルチャート
実施概況 京都府（指定都市を除く）	京都府（公立）及び教育委員会における平均正答数及び平均正答率（京都府教育委員会、井手町教育委員会、笠置町教育委員会、和束町教育委員会及び南山城村教育委員会を除く。）

4 「平成20年度全国学力・学習状況調査【中学校・中等教育学校】調査結果 京都府」に含まれるもの

文書名	公開すべき部分
調査結果概況 府内各教育委員会(井手町教育委員会、宇治田原町教育委員会、笠置町南山城村中学校組合教育委員会、久御山町教育委員会、大山崎町教育委員会、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会及び和束町教育委員会を除く。)	教育委員会における平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差、正答数分布グラフ及び正答数集計値
設問別調査結果 府内各教育委員会(井手町教育委員会、宇治田原町教育委員会、笠置町南山城村中学校組合教育委員会、久御山町教育委員会、大山崎町教育委員会、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会及び和束町教育委員会を除く。)	「集計結果」のうち教育委員会における平均正答率、「分類・区分別集計結果」のうち教育委員会における平均正答率並びに「設問別集計結果」のうち教育委員会における正答率及び無解答率
設問別（解答類型）調査結果 府内各教育委員会(井手町教育委員会、宇治田原町教育委員会、笠置町南山城村中学校組合教育委員会、久御山町教育委員会、大山崎町教育委員会、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会及び和束町教育委員会を除く。)	教育委員会における解答類型及び無解答の割合

文書名	公開すべき部分
<p>回答結果集計 [生徒質問紙] (表) 府内各教育委員会(井手町教育委員会、宇治田原町教育委員会、笠置町南山城村中学校組合教育委員会、久御山町教育委員会、大山崎町教育委員会、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会及び和束町教育委員会を除く。)</p>	<p>教育委員会における選択肢、その他及び無回答の生徒数及び割合</p>
<p>回答結果集計 [生徒質問紙] (グラフ) 府内各教育委員会 (井手町教育委員会、宇治田原町教育委員会、笠置町南山城村中学校組合教育委員会、久御山町教育委員会、大山崎町教育委員会、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会及び和束町教育委員会を除く。)</p>	<p>教育委員会における回答率及びグラフ</p>
<p>回答結果集計 [学校質問紙] (表) 府内各教育委員会</p>	<p>教育委員会における選択肢及びその他・無回答の学校数及び割合 (井手町教育委員会、宇治田原町教育委員会、笠置町南山城村中学校組合教育委員会、久御山町教育委員会、大山崎町教育委員会、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会及び和束町教育委員会における質問番号(14)から(16)までに係るものを除く。)</p>
<p>回答結果集計 [学校質問紙] (グラフ) 府内各教育委員会</p>	<p>教育委員会における回答率及びグラフ(井手町教育委員会、宇治田原町教育委員会、笠置町南山城村中学校組合教育委員会、久御山町教育委員会、大山崎町教育委員会、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会及び和束町教育委員会における質問番号(14)から(16)までに係るものを除く。)</p>
<p>クロス集計表 [生徒質問紙-教科] 府内各教育委員会(井手町教育委員会、宇治田原町教育委員会、笠置町南山城村中学校組合教育委員会、久御山町教育委員会、大山崎町教育委員会、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会及び和束町教育委員会を除く。)</p>	<p>「四分位によるクロス」のうち教育委員会における生徒数及び割合並びに「平均正答率」のうち教育委員会における生徒数、割合及び平均正答率</p>

文書名	公開すべき部分
回答状況〔学校質問紙〕 府内各教育委員会	学校における付記欄及び回答結果（質問番号(14)から(16)まで並びに京都市立宕陰中学校、京都市立雲ヶ畑中学校、京都市立洛風中学校、福知山市立北陵中学校、京都府立城陽養護学校、京都府立舞鶴養護学校行永分校及び京都府立聾学校における質問番号(11)から(13)までに係るものを除く。）
実施概況 府内各教育委員会(井手町教育委員会、宇治田原町教育委員会、笠置町南山城村中学校組合教育委員会、久御山町教育委員会、大山崎町教育委員会、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会及び和束町教育委員会を除く。)	教育委員会における平均正答数及び平均正答率
実施概況 京都府	教育委員会における平均正答数及び平均正答率 (井手町教育委員会、宇治田原町教育委員会、笠置町南山城村中学校組合教育委員会、久御山町教育委員会、大山崎町教育委員会、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会及び和束町教育委員会を除く。)

5 CD-ROM「平成20年度全国学力・学習状況調査【中学校・中等教育学校】調査結果 京都府教育委員会」に含まれるもの

文書名	公開すべき部分
調査結果概況 京都府教育委員会	教育委員会における平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差、正答数分布グラフ及び正答数集計値
設問別調査結果 京都府教育委員会	「集計結果」のうち教育委員会における平均正答率、「分類・区分別集計結果」のうち教育委員会における平均正答率並びに「設問別集計結果」のうち教育委員会における正答率及び無解答率
設問別(解答類型)調査結果 京都府教育委員会	教育委員会における解答類型及び無解答の割合

文書名	公開すべき部分
回答結果集計 [生徒質問紙] (表) 京都府教育委員会	教育委員会における選択肢、その他及び無回答の生徒数及び割合
回答結果集計 [生徒質問紙] (グラフ) 京都府教育委員会	教育委員会における回答率及びグラフ
回答結果集計 [学校質問紙] (表) 京都府教育委員会	教育委員会における選択肢及びその他・無回答の学校数及び割合
回答結果集計 [学校質問紙] (グラフ) 京都府教育委員会	教育委員会における回答率及びグラフ
クロス集計表 [生徒質問紙一教科] 京都府教育委員会	「四分位によるクロス」のうち教育委員会における生徒数及び割合並びに「平均正答率」のうち教育委員会における生徒数、割合及び平均正答率
回答状況 [学校質問紙] 京都府教育委員会	学校における付記欄及び回答結果 (質問番号(14)から(16)まで並びに京都府立城陽養護学校、京都府立舞鶴養護学校行永分校及び京都府立豊学校における質問番号(11)から(13)までに係るものを除く。)
実施概況 京都府教育委員会	教育委員会における平均正答数及び平均正答率

6 「平成20年度全国学力・学習状況調査【中学校・中等教育学校】調査結果 京都府（指定都市を除く）」に含まれるもの

文書名	公開すべき部分
調査結果概況 京都府（指定都市を除く）	京都府（公立）における平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差、正答数分布グラフ及び正答数集計値



文書名	公開すべき部分
設問別調査結果 京都府（指定都市を除く）	「集計結果」のうち京都府（公立）における平均正答率、「分類・区分別集計結果」のうち京都府（公立）における平均正答率並びに「設問別集計結果」のうち京都府（公立）における正答率及び無解答率
設問別（解答類型）調査結果 京都府（指定都市を除く）	都道府県（公立）における解答類型及び無解答の割合
回答結果集計〔生徒質問紙〕（表） 京都府（指定都市を除く）	都道府県（公立）における選択肢、その他及び無回答の生徒数及び割合
回答結果集計〔生徒質問紙〕（グラフ） 京都府（指定都市を除く）	京都府（公立）における回答率及びグラフ
回答結果集計〔学校質問紙〕（表） 京都府（指定都市を除く）	都道府県（公立）における選択肢及びその他・無回答の学校数及び割合
回答結果集計〔学校質問紙〕（グラフ） 京都府（指定都市を除く）	京都府（公立）における回答率及びグラフ
クロス集計表〔生徒質問紙一教科〕 京都府（指定都市を除く）	「四分位によるクロス」のうち京都府（公立）における生徒数及び割合並びに「平均正答率」のうち京都府（公立）における生徒数、割合及び平均正答率
バブルチャート 京都府（指定都市を除く）	京都府（公立）における相関係数及びバブルチャート
実施概況 京都府（指定都市を除く）	京都府（公立）及び教育委員会における平均正答数及び平均正答率（井手町教育委員会、宇治田原町教育委員会、笠置町南山城村中学校組合教育委員会、久御山町教育委員会、大山崎町教育委員会、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会及び和束町教育委員会を除く。）

7 FD「京都府」に含まれるもの

文書名	公開すべき部分
クロス集計表〔学校質問紙一教科〕 京都府（指定都市を除く） 小学校調査分 中学校・中等教育学校調査分	「四分位によるクロス」における児童・生徒数及び割合並びに「平均正答率」における平均正答率

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年12月5日	諮問書の受理
平成20年12月22日	実施機関の理由説明書の受理
平成21年1月13日	第1回審査会
平成21年2月12日	第2回審査会
平成21年3月5日	第3回審査会
平成21年4月20日	第4回審査会
平成21年6月12日	第5回審査会
平成21年7月21日	第6回審査会
平成21年8月21日	第7回審査会
平成21年9月18日	第8回審査会
平成21年10月21日	第9回審査会
平成21年11月13日	第10回審査会
平成21年11月25日	答 申

<異議申立ての対象となったもの>

- 1 CD-ROM「平成20年度全国学力・学習状況調査【小学校】調査結果 京都府教育委員会」及び「平成20年度全国学力・学習状況調査【中学校・中等教育学校】調査結果 京都府教育委員会」に含まれるもの

文書名	該当条項	非公開部分の概要
調査結果概況 京都府教育委員会	第5号 ※1	教育委員会における平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差、正答数分布グラフ及び正答数集計値
設問別調査結果 京都府教育委員会	第5号 ※1	「集計結果」のうち教育委員会における平均正答率、「分類・区分別集計結果」のうち教育委員会における平均正答率並びに「設問別集計結果」のうち教育委員会における正答率及び無解答率
設問別（解答類型）調査結果 京都府教育委員会	第5号 ※1	教育委員会における解答類型及び無解答の割合
回答結果集計〔児童・生徒質問紙〕 （表） 京都府教育委員会	第5号 ※1	教育委員会における選択肢、その他及び無回答の児童・生徒数及び割合
回答結果集計〔児童・生徒質問紙〕 （グラフ） 京都府教育委員会	第5号 ※1	教育委員会における回答率及びグラフ
回答結果集計〔学校質問紙〕（表） 京都府教育委員会	第5号	教育委員会における選択肢及びその他・無回答の学校数及び割合（質問番号(1)から(10)までに係るものを除く。）
回答結果集計〔学校質問紙〕（グラフ） 京都府教育委員会	第5号	教育委員会における回答率及びグラフ（質問番号(1)から(10)までに係るものを除く。）
クロス集計表〔児童・生徒質問紙－ 教科〕 京都府教育委員会	第5号 ※1	「四分位によるクロス」のうち教育委員会における児童・生徒数及び割合並びに「平均正答率」のうち教育委員会における児童・生徒数、割合及び平均正答率
回答状況〔学校質問紙〕 京都府教育委員会	第5号	学校における付記欄及び回答結果（質問番号(1)から(10)までに係るものを除く。）
実施概況 京都府教育委員会	第1号 第5号	教育委員会及び学校における平均正答数及び平均正答率
調査結果概況 各府立学校	第1号 第5号	学校における平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差、正答数分布グラフ及び正答数集計値

文書名	該当条項	非公開部分の概要
設問別調査結果 各府立学校	第1号 第5号	「集計結果」のうち学校における平均正答率、「分類・区分別集計結果」のうち学校における平均正答率並びに「設問別集計結果」のうち学校における正答率及び無解答率
設問別（解答類型）調査結果 各府立学校	第1号 第5号	学校における解答類型及び無解答の割合
回答結果集計〔児童・生徒質問紙〕 各府立学校	第1号 第5号	学校における選択肢、その他及び無回答の児童・生徒数及び学校の割合
回答結果集計〔児童・生徒質問紙〕 各府立学校	第1号 第5号	学校における回答率及びグラフ

※1 小学校調査分については第1号及び第5号該当

2 CD-ROM「平成20年度全国学力・学習状況調査【小学校】調査結果 京都府」及び「平成20年度全国学力・学習状況調査【中学校・中等教育学校】調査結果 京都府」に含まれるもの

文書名	該当条項	非公開部分の概要
調査結果概況 府内各教育委員会	第5号 ※2	教育委員会における平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差、正答数分布グラフ及び正答数集計値
設問別調査結果 府内各教育委員会	第5号 ※2	「集計結果」のうち教育委員会における平均正答率、「分類・区分別集計結果」のうち教育委員会における平均正答率並びに「設問別集計結果」のうち教育委員会における正答率及び無解答率
設問別（解答類型）調査結果 府内各教育委員会	第5号 ※2	教育委員会における解答類型及び無解答の割合
回答結果集計〔児童・生徒質問紙〕 （表） 府内各教育委員会	第5号 ※2	教育委員会における選択肢、その他及び無回答の児童・生徒数及び割合
回答結果集計〔児童・生徒質問紙〕 （グラフ） 府内各教育委員会	第5号 ※2	教育委員会における回答率及びグラフ
回答結果集計〔学校質問紙〕（表） 府内各教育委員会	第5号	教育委員会における選択肢及びその他・無回答の学校数及び割合（質問番号(1)から(10)までに係るものを除く。）
回答結果集計〔学校質問紙〕（グラフ） 府内各教育委員会	第5号	教育委員会における回答率及びグラフ（質問番号(1)から(10)までに係るものを除く。）

文書名	該当条項	非公開部分の概要
クロス集計表 [児童・生徒質問紙－教科] 府内各教育委員会	第5号 ※2	「四分位によるクロス」のうち教育委員会における児童・生徒数及び割合並びに「平均正答率」のうち教育委員会における児童・生徒数、割合及び平均正答率
回答状況 [学校質問紙] 府内各教育委員会	第5号	学校における付記欄及び回答結果（質問番号(1)から(10)までに係るものを除く。）
実施概況 府内各教育委員会	第5号 ※3	教育委員会及び学校における平均正答数及び平均正答率
実施概況 京都府	第5号 ※2	教育委員会における平均正答数及び平均正答率

※2 京都府教育委員会（小学校調査）分については第1号及び第5号該当

※3 京都府教育委員会分については第1号及び第5号該当

3 CD-ROM「平成20年度全国学力・学習状況調査【小学校】調査結果 京都府（指定都市を除く）」及び「平成20年度全国学力・学習状況調査【中学校・中等教育学校】調査結果 京都府（指定都市を除く）」に含まれるもの

文書名	該当条項	非公開部分の概要
調査結果概況 京都府（指定都市を除く）	第5号	京都府（公立）における平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差、正答数分布グラフ及び正答数集計値
設問別調査結果 京都府（指定都市を除く）	第5号	「集計結果」のうち京都府（公立）における平均正答率、「分類・区分別集計結果」のうち京都府（公立）における平均正答率並びに「設問別集計結果」のうち京都府（公立）における正答率及び無解答率
設問別（解答類型）調査結果 京都府（指定都市を除く）	第5号	都道府県（公立）における解答類型及び無解答の割合
回答結果集計 [児童・生徒質問紙]（表） 京都府（指定都市を除く）	第5号	都道府県（公立）における選択肢、その他及び無回答の児童・生徒数及び割合
回答結果集計 [児童・生徒質問紙]（グラフ） 京都府（指定都市を除く）	第5号	京都府（公立）における回答率及びグラフ
回答結果集計 [学校質問紙]（表） 京都府（指定都市を除く）	第5号	都道府県（公立）における選択肢及びその他・無回答の学校数及び割合（質問番号(1)から(10)までに係るものを除く。）

文書名	該当条項	非公開部分の概要
回答結果集計 [学校質問紙] (グラフ) 京都府 (指定都市を除く)	第 5 号	京都府 (公立) における回答率及びグラフ (質問番号(1)から(10)までに係るものを除く。)
クロス集計表 [児童・生徒質問紙－教科] 京都府 (指定都市を除く)	第 5 号	「四分位によるクロス」のうち京都府 (公立) における児童・生徒数及び割合並びに「平均正答率」のうち京都府 (公立) における児童・生徒数、割合及び平均正答率
バブルチャート 京都府 (指定都市を除く)	第 5 号	京都府 (公立) における相関係数及びバブルチャート
実施概況 京都府 (指定都市を除く)	第 5 号 ※ 2	京都府 (公立) 及び教育委員会における平均正答数及び平均正答率

※ 2 京都府教育委員会 (小学校調査) 分については第 1 号及び第 5 号該当

#### 4 FD「京都府」に含まれるもの

文書名	該当条項	非公開部分の概要
クロス集計表 [学校質問紙－教科] 京都府 (指定都市を除く) 小学校調査分 中学校・中等教育学校調査分	第 5 号	「四分位によるクロス」における児童・生徒数及び割合並びに「平均正答率」における平均正答率

<異議申立ての対象となっていないもの>

- 1 CD-ROM「平成20年度全国学力・学習状況調査【小学校】調査結果 京都府教育委員会」及び「平成20年度全国学力・学習状況調査【中学校・中等教育学校】調査結果 京都府教育委員会」に含まれるもの

文書名	該当条項	非公開部分の概要
所管学校の調査結果（CD-ROM）解除パスワード一覧	第5号	解除パスワード
解答状況 府立学校各組	第1号 第5号	学校及び組における平均正答数、正答率及び無解答率、児童・生徒における個人票コード・答案番号、付記欄、正答数、正誤及び解答類型
回答状況〔児童・生徒質問紙〕 府立学校各組	第1号 第5号	児童・生徒における個人票コード・答案番号、付記欄及び回答結果

2 その他の文書

文書名	該当条項	非公開部分の概要
平成20年度全国学力・学習状況調査【小学校】の「調査結果（CD-ROM）」のパスワードについて	第5号	解除パスワード
平成20年度全国学力・学習状況調査【中学校】の「調査結果（CD-ROM）」のパスワードについて	第5号	解除パスワード